

## 医療安全相談窓口の運営について

### 1 相談業務について

#### (1) 医療安全相談窓口対応マニュアルの改訂について

窓口の機能、役割を明確にし、相談員が責任を持った対応ができるよう実際の事例集を盛り込みながら、基本的な対応の方法や根拠法令等を掲載のうえ改訂する。

#### (2) 相談職員の技術水準の確保について

内部研修、外部研修により相談者の相談技術の質の向上を図るとともに、外部研修後には報告会を実施するなどの機会をとらえ、相談員の相談レベルの標準化に努める。

### 2 広報のあり方について

#### (1) 「広報さっぽろ」への掲載について

医療安全週間(11/25を含む1週間)を見据え、広報さっぽろ11月号の「お知らせ」欄への掲載に向け事務を進める。

#### (2) 「くらしの衛生展」への出展について

平成19年8月8日(水)、9日(木)の2日間、地下街オーロラプラザで開催する保健所業務を紹介する市民向けのイベントである「くらしの衛生展」において、医療安全相談窓口を紹介するコーナーを設け、来場する市民への周知を図る。なお、医療安全に関する分野の出展は初めてとなる。

#### (3) 医療安全相談窓口リーフレットの配布について

医療安全週間のある11月頃、各区の保健センターや区役所に医療安全相談窓口リーフレットを配布し、来庁する市民に周知を図る。

#### (4) 関係団体との連携について

各関係団体が発行している機関紙や開催するイベントなどの機会をとらえ、医療安全支援センターの周知について協力をお願いしていきたい。